

令和5年度開催第36回草津市景観審議会 議事要旨

■日時：

令和5年8月8日（火）10時00分～11時45分

■場所

草津市役所4階 行政委員会室

■出席委員：

秋山委員（会長）、壽崎委員、上田委員、大西委員、奥村委員、黒澤委員、関根委員、立石委員、千葉委員、村上委員、横江委員

■欠席委員：

内記委員、西尾委員、福山委員、森川委員

■事務局：

草津市都市計画部 奥山理事、杉田総括副部長
都市計画課 西田課長、長谷川主査

■傍聴者：なし

■会議に付した事項：

議事1 草津市景観計画改定にかかる市民アンケート調査について
議事2 電光可変式広告物の検討について

1. 開会

【奥山理事】 <開会あいさつ>

2. 審議会の公開・非公開について

当審議会の公開、非公開の取り扱いについて、事務局より説明。

草津市景観審議会は、草津市景観審議会の運営に関する事務処理要領第3条第1項に基づき、原則公開となっているが、同条に定める非公開事由に該当する場合は、会長が会議に諮り、非公開とすることができることとなっている。

会長より、当議事内容については非公開にする事由はなく、審議経過の透明性を確保する

という観点からも当審議会を公開にすべきと提案があり、委員一同了承。当審議会は公開で行うこととされた。

3. 議事概要

議事1について原案のとおり了承とし、手続きを進めることとされた。
主な意見および質疑は以下のとおり。

協議案件1 草津市景観計画改定にかかる市民アンケート調査について

【事務局】

<資料について説明>

●1 頁目

【B委員】

「調査票の回収について」というところで、「返送」という言葉が伝わらない可能性がある。「ポストに入れてください」の方が良いのでは。

【会長】

ポストに限らないため、別の表現が良いだろう。調査票の回収が郵便なら「郵送」に変更する。

【D委員】

草津市の人口から3,000人を無作為抽出する手法を教えてください。

【事務局】

バランスが変わらないように、草津市の人口を学区別、年齢別、男女別で出したものを3,000人に按分して抽出する。

【D委員】

自治会単位までは考慮しないのか。

【事務局】

自治会単位までは按分が難しいため、14小学校区での按分で抽出する。

●2 頁目

【I委員】

「下記のURLからご確認ください」ということでQRコードが入っているが、実際のURLも文字列で表記された方がよいと思う。

●3 頁目

【H委員】

設問（8）について、1～14 までの選択肢は業種だが、15 以降はアルバイトなどの雇用形態である。なぜ分けているのか。

【事務局】

雇用形態によっては業種の選択が難しい場合もあるため、15 番以降の項目を設定している。

●4 頁目

【会長】

問 1 は 10 年前に実施したアンケートと比較ができるような項目となっている。

●5 頁目

【J委員】

管理が行き届いていない公園緑地に対して景観上好ましくないと感じているか、また、街路樹の枯れや強剪定などの街路景観の問題について、問 3 の項目に追加する必要があるか確認したい。「管理の行き届いていない公園や緑地」と「手入れの行き届いていない街路樹」の追加を提案する。

【D委員】

問 3 のその他欄が小さいので、もう少し広くスペースをとった方が良い。

●6 頁目

【H委員】

問 6 の項目で、「5. 景観上特に重要な地区の重点的な整備」の「景観上特に重要な地区」がわかりにくい。

【事務局】

2 頁の「景観計画について」で重点地区の図を入れているので、それを参照していただけるように補足を追加する。

【B委員】

問 3 と連動して、問 6 にも「公園や緑地の管理」を追加してはどうか。

【会長】

「6. 公共空間の道路や公園等の緑化整備」に含まれると理解する。

●7 頁目

【D委員】

問 7 のその他欄について、必要性がわからない。

【事務局】

その他欄が2つあるが、誤りである。ひとつ削除する。

問7に挙げている項目以外の取り組みをされている方や、取り組みのアイデアをお持ちの方に記入いただくことを想定している。

【B委員】

一生懸命取り組んでいる方に対して、「項目にないから自分の活動が無視されている」と思われないうための配慮が必要である。

●8 頁目

【G委員】

アンケートの目的については適切に説明されていたが、設問に関しては選択項目が多く、選ぶ数が3つ以内と制限されているため時間がかかると感じた。5つまで選べるようにするなど、選択数を増やしていただくと答えられやすくなると思う。特に「景観」や「幹線道路」などの専門的な言葉が使われており、一般の方にとっては理解しにくいと思われる。

【C委員】

問9の選択数が3つで3割なので、選択肢が20個なら5つくらいが妥当では。

【I委員】

全ての選択肢を選ぶのはだめなのか。

【会長】

それではアンケートの意味がなくなるため、回答者には何が重要かということ判断してもらいたい。

【D委員】

事務局側の本音としては、回答を絞りたいだろうと思う。

【B委員】

アンケートは回収率が悪いと意味をなさない。今、アンケートの回収率が一般的に低下しており、より簡単に答えられ、返送しやすい形にすることが重要である。それは、十分な返送が得られなかった場合や有効回答数が少なかった場合、回収した情報が使用できず、資金と労力が無駄になるからである。より多くの返送を得るため、答えやすさが重要だと思う。

【E委員】

貴重な時間を割いて回答するなら、5分以内で回答できるアンケートが良い。もっと簡素化した方が良いのでは。

【会長】

(スケジュールの都合上) 今から大幅な簡素化は難しい。10年前も同様のアンケートを行っている。

【E委員】

アンケートの回答はタブレットで行っているが、経験上、アンケートが長いと途中で切断

されてしまったり、電話などが入ると一からやり直さなくてはならないという問題点がある。これは特に若者に多いと思うが、デジタルでの回答には一定ハードルがある。アナログでの回答は問題ないが、デジタルでの回答はハードルが高いという問題については理解いただきたい。

【会長】

問3と問6について、回答の選択数を「5つまで」に変更する。

協議案件2 電光可変式広告物の検討について

【事務局】

<資料について説明>

【C委員】

草津駅前にもあると思うが、何か苦情はあるか。

【事務局】

今のところ苦情はない。

【H委員】

国道1号の医療ビル（栗東市）にも増えたが、明るいと感じる。

草津駅前に住んでいるが、夜間は明るく感じるので、市民の方のお困りの声を聞く方がいいと思う。

【E委員】

電光可変式広告物の規制を決めたときには条例化するのか。罰則についても事務局の考えが知りたい。

【事務局】

他の屋外広告物については条例と規則で基準を定めており、違反された場合は指導を行っている。同様に、電光可変式広告物についても違反の場合は指導を行っていく。

【F委員】

交差点の方に電光可変式広告物があると、信号で停止したときに「眩しくて信号が見づらい」などの交通安全上の観点もある。警察の方もかなり関心が高いところだと思うし、いろいろな調整が必要になるだろう。

【K委員】

栗東市の医療ビルの看板は屋内にあるので、屋外広告物規制には引っかけられないと思う。建物の中に設置される場合、草津市はどうされるのか。

【事務局】

その件で栗東市さんから相談があったが、屋内広告物の場合は規制の対象外という認識であり、草津市での屋内に掲出された場合の具体的な策は決まっていない。

【会長】

電光可変式広告物の検討スケジュールを説明してほしい。

【事務局】

草津市と大津市では電光可変式広告物に関する基準が存在しない状態であるが、両市では屋外広告物の新たな共通ルールを定めているところであり、その共通ルールは令和 7 年度頃に施行する予定である。一方で、屋内広告物には規制がかからないといった問題もあり、電光可変式広告物の光や規模について早い段階で基準を定め、これに準じた指導ができるようにすることが理想である。早く基準を示すことが業界の理解につながると思うので、なんとかその目処を来年か再来年に見据えている。

1. 開会

【杉田副部長】 <開会あいさつ>